

2021年度 大阪府への要望事項(口頭回答項目)

※ [] 内は項目通し番号です。

<新型コロナウイルス対策・感染症予防>

1. 府立支援学校において、子どもと教職員のいのちと健康を守りながら教育活動をすすめるために、以下の対策を講じてください。
 - ①府立支援学校の「過大・過密」を解消するため、学校の抜本的増設計画をただちに策定してください。【1】
 - ②スクールバス内の「密」を解消するためにただちに増車するとともに、安全な運行が行えるよう体制の整備をおこなってください。【2】
 - ④学校で児童生徒または教職員に陽性者が出た場合は、当該校における希望者の検査を府教委の責任でおこなってください。【3】
3. 障害児者と関連福祉事業所に対して、下記の新型コロナウイルス感染防止策を講じてください。
 - ①障害福祉事業所職員と利用者・支援者が、公費による定期的なPCR検査を受けられるようにしてください。さらに府内自治体において検査体制の抜本的な強化を行なえるようにするとともに、検査についての十分な情報が得られるよう、必要な措置を講じてください。【4】
 - ②障害当事者ならびに障害福祉事業所職員に対するワクチン接種を早急に進めてください。接種場所については、指定の医療機関、集団接種会場に限定せず、かかりつけ医（移動できない方は訪問も含めて）からも接種を受けられるようにしてください。【5】
 - ⑥新型コロナの収束が見えない中、「雇用調整助成金」「緊急包括支援事業補助金」「生産活動活性化事業補助金」の継続・再実施を国に強く求めるとともに多くの事業所が申請・活用しやすい仕組み・基準にしてください。障害者のくらしの糧となっている作業工賃の減収への補填を大阪府として検討・実施してください。【6】
 - ⑩新型コロナ禍の中で、マスクの着用が政府(国)・大阪府から国民に推奨されています。それにより、医療機関、公共機関、福祉施設をはじめ、あらゆるところでマスク着用者が激増しました。このような状況の中、聴覚障害児・者やろう重複障害児・者は、口元や表情が見えず、話しかけられていることにも気づくことができず、コミュニケーション上の大きな障壁になっています。口元や表情がよく見える「透明マスク」を医療機関や公共機関等で普及するために、大阪府として支援を行ってください。【7】

＜教育＞

4. 府立支援学校の現在の「過大・過密」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育環境を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、必要な予算の確保をすすめてください。
 - ⑮旧西淀川高等学校校舎を活用した新校整備においては、児童の実態に応じた小学部棟を新設（教室、トイレ、階段、特別教室など）してください。【8】
 - ⑯今後の知的障害支援学校の増設においては、必ず小学部棟を新設してください。【9】
 - ⑰府立支援学校の在籍者数増の対策として、学校教育審議会で審議されている「高校と支援学校の併設」の具体化ではなく、支援学校の抜本的増設をおこなってください。【10】
 - ⑱2026年度までに高等部が減少、小学部・中学部が急増する将来推計において、小学部・中学部における教職員配置を増やし、府立支援学校として充実した指導をおこなえるようにしてください。【11】
7. 医療的ケアの必要な子どもたちに充実した教育を保障してください。
 - ②府立支援学校の看護師については、正規の学校職員として独自に定数枠を設けて配置してください。当面、引き続き臨時技師（看護師）の賃金等の待遇改善を継続するとともに、その内容を早急に拡充してください。【12】
9. 大阪府立支援学校高等部にも、希望すればだれでも進学できる専攻科を設置してください。
 - ③障害福祉サービスを活用した卒後の福祉型専攻科や学びの場の役割・存在が、すべての府立支援学校の生徒・保護者に進路情報として提供されるように、大阪府教育委員会として各支援学校に対する指導・助言を積極的に行ってください。また、ホームページや（学びの場）事業説明会等で大阪府として積極的に府民への情報提供を行ってください。【13】
 - ④自立訓練事業を活用した学びの場の利用者や家族・関係者からのねがいに応えて、利用期間2年間の有期限が少なくとも4年間に延長されるように国に働きかけてください。【14】
13. 小・中学校支援学級の在籍者が大幅に増加し、障害も重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。
 - ①障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

ウ) 在籍者が一人でも障害種別で支援学級を分級することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。【15】

オ) 同一種別で在籍予定者が9名の場合は、2学級設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。もしくは、年度途中の児童・生徒の増加に対して、新設・増学級をおこない、必要に応じた教員配置をおこなってください。[16]

⑤就学に際して、「一度入学したら、小学校は6年間、中学校は3年間は同じ学校で」と言われますが、法令通り、転学に関しては、『学びの場』を固定なものとせず、『発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟』にできることを保護者・教職員に周知するとともに、そのための方策を検討してください。[17]

⑥支援学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級をなくすよう、弾力的運用だけでなく、教員を加配してください。[18]

14. すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・学級の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

①今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応でも明らかなように、小中学校・支援学校ともに学級編制基準を改善し、少人数学級にすることが必要です。小中学校の通常学級を20人以下の学級にするるとともに、特別支援教育支援員の増員など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。[19]

<放課後保障>

16. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを大阪府においても促進し、家族と府立学校や各市町村の学校、私立校等と事業所との連携が図れるようにしてください。

②送迎を円滑に行えるように、下校時間や行事について細やかに情報交換が行えるようにしてください。新型コロナウイルス感染や災害による緊急時に備えるためにも事業所への情報のメール配信を各校で行えるようにしてください。[20]

<障害者総合支援法をはじめとする福祉制度>

19. 自立訓練を活用した学校卒業後の「学びの場」の意義を正當に評価して、「学びの場」の事業の継続が図れる報酬に改善するように国に求めてください。[21]

22. 就労継続支援B型事業所の報酬を改善・拡充してください。

③就労継続支援B型事業所が、利用する障害者の実態に合わせた適切な事業運営を行うことができる報酬体系となるよう、大阪府として現状と課題について検証を行うとともに、その改善を国に強く求めてください。[22]

23. グループホーム制度を拡充してください。(きょうされん・障害児者を守る会)

③高齢化・重度化に伴い、平日・休日問わず、ホームでの日中支援が必要です。「日中支援加算」については、平日に通所事業所を休んで支援した日だけしか加算が付き

ませんし、3日目からの請求です。祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算対象となるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。【23】

- ④グループホームで暮らす障害者の通院・入院への支援が行えるようにしてください。グループホーム入居者の通院介助については「月2回が限度」ですが、高齢になって複数の病院に通院が必要の人も増えていきますので、通院回数と時間を増やしてください。また、通院介助は、慢性疾患の定期通院のみになっているので、緊急の通院には利用出来ない制度となっています。ホームの職員が通院支援する場合にも使える「通院等緊急対応時加算」を作って、緊急時の対応ができるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。【24】

24. 府下各地に障害者の入所施設を整備してください。

- ①児童施設の超過齢者も含めた施設入所希望の待機者数を明らかにしてください。待機者の解消に見合った入所施設の整備計画を立てるとともに、以後の障害福祉計画では入所施設定員の削減目標を盛り込まないようにしてください。【25】

- ⑤入所施設で暮らす障害者が通院・入院した際に必要な支援が行えるよう、職員配置基準の改善を国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の加配制度を設けてください。【26】

- ⑥自宅やグループホームでの暮らしが難しい重度の知的障害や強度行動障害のある人に対応できる入所施設を整備してください。【27】

25. 「住み慣れた地域で必要なサービスを利用し暮らす」ことをめざした障害者福祉サービスでありながら、聴覚障害者が利用できる事業所が少ないため、多大な交通費を負担して「なかまの里」「あいらぶ工房」「ほくほく」「なんなん」の日中活動、短期入所まで通所されています。大阪府として広域利用にならざるを得ない聴覚障害者に対する交通費補助制度を創設するとともに、市町村において何らかの支援を行うよう求めてください。【28】

30. 相談支援事業の拡充を図ってください。

- ①先の報酬改定で相談支援の事業報酬は若干改善されたものの、相談支援専門員の過重労働は解消されていません。大阪府として相談支援専門員の業務実態を把握して、過重労働の解決にむけた対策を国に求めるとともに、大阪府としても必要な措置を緊急に講じてください。【29】

- ②令和2年度に見直された相談支援従事者研修の実施状況を検証し、その結果を踏まえて問題や課題を掘り下げるために、きょうされんなど関係団体との懇談の場をもってください。【30】

34. 高次脳機能障害者を含む中途障害者に偏りがちな、利用料一割負担を廃止するよう強く国に要望してください。あわせて府独自の救済策を講じてください。【31】

37. 移動支援事業を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるよう

にしてください。ろう重複障害者に配慮した施設（あいらぶ工房・北摂聴覚障害者センターほくほく・泉州聴覚障害者センターなんなん）には、重度のろう重複障害者が健聴障害者を対象とした事業所に比べ他市町等遠方から通所しています。市町村事業である移動支援事業が市町村の枠を越えて利用できるよう大阪府主導で検討を進めてください。また、地域の実情や支援の必要性等を踏まえた移動支援の実施にむけ毎年大阪府が市町村向けに実施されている「運用状況調査」の際に、ろう重複障害者が利用する事業所への「通所実態調査」を実施し、結果を踏まえた改善策を講じてください。[32]

4 3. 旧優生保護法における強制不妊手術に関わる実態について、大阪府として把握している実態を報告してください。また、いわゆる救済法の周知が被害を受けた方全てに行きわたるよう現在の進捗状況の報告と大阪府としての手立てを講じてください。[33]

4 7. 母子健康手帳が広く活用できるようにしてください。

①平成6年度に厚生労働省が出した通達にしたがい、点字使用の視覚障害妊婦に対し「点字版母子健康マニュアル」を交付してください。また、府内での配布の実態を調査して公表してください。[34]

②点字を使用しない視覚障害妊婦には、本人が希望する媒体(マルチメディアデジタル版や拡大文字版、テキスト版など)を交付してください。その際、妊婦本人が記録できる媒体も準備してください。[35]

③視覚障害妊婦に対して通常母子健康手帳とともに「点字版」や「マルチメディアデジタル版」があることを広く府民に知らせるため、各市町村が発行する「お知らせ」等に掲載したりマスコミ等を活用し啓発してください。特に医療機関や保健所等に対する啓発を強めてください。[36]

<介護保険>

4 8. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。

⑤介護保険制度は利用者の費用負担やサービスの利便性、個別性等で障害福祉施策（介護給付だけでなく、補装具・日常生活用具も含む）と比べて様々な負担・制約がかかります。こうした負担・制約について、障害者が介護保険に移行しない理由とすることを認めてください。[37]

⑦介護保険で不足するサービス量について、障害福祉サービスを上乘せするよう市町村を指導してください。また、市町村によっては、上乘せを認める対象者を「支援区分6・要介護度5以上」等の独自基準（ローカルルール）で制限しているところがあります。こうした基準をなくして希望する人にきちんと上乘せ支給が行われるよう市町村に働きかけてください。[38]

<労働>

57. 視覚障害者あはき師の就労機会を脅かす、晴眼者養成施設の新設・定員増について認可しないよう国に働きかけてください。とりわけ、平成医療学園（北区中津）のあん摩科新設申請については、引き続きあはき法19条の主旨に基づき認可しないよう国に働きかけてください。[39]

<まちづくり>

67. 現在工事中の、府道・十三～高槻線の吹田市・岸辺吹田間の歩道拡張工事に伴い、これまで敷設されていなかった個所[道路北側（吹田市昭和町35-16）山本医院・道路南側（吹田市高城町17-3）小儀動物病院から東へ第五中学（吹田市幸町21-1）前信号までの南北歩道]について点字誘導ブロックを敷設してください。[40]

<医療>

68. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。

④重度障害者医療費助成制度の果たしてきた役割に鑑み、コスト面からだけでなく重度障害者がこの制度をどのように活用し健康な暮らしに役立っているのか等の実態を調査してください。2018年4月以降の制度改定における障害児者・家族の暮らしへの影響について、大阪府として定期的に調査を行ってください。[41]

70. 障害者地域医療ネットワーク事業を充実させてください。同時に、この事業を広く障害者・家族に周知・広報してください。[42]

73. 障害者が入院する際に個室利用を求められる場合の負担軽減制度（補助制度）を創設してください。[43]

以上